

「とちぎのあらまし（令和7（2025）年度版）」（仮称）制作等業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する「とちぎのあらまし（令和7（2025）年度版）」（仮称）制作等業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名

「とちぎのあらまし（令和7（2025）年度版）」（仮称）制作等業務

2 業務の目的

甲は、シンボルや生いたちなど概要や、県議会、予算、事業など県庁の業務を周知するため、広報誌「とちぎのあらまし」を制作している。

令和7（2025）年度版作成に当たっては、概括という従来の目的を踏襲しつつ、「視覚的なわかりやすさ」を最命題とし、構成・内容のブラッシュアップを図ることとする。

改めて、「とちぎのあらまし」を県内外に向けた総合的な広報誌として位置づけ、県民に対しては栃木の魅力の再発見、県外者に対しては栃木の魅力発信のツールとしていく。

3 委託料

1,507,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

4 委託期間

契約締結日から令和7（2025）年3月27日（木）まで

5 委託業務内容

（1）記事制作業務

ア ページ数は16ページとすること。

イ 記事の内容は別紙1のとおりとすること。ただし、必要に応じ調整可。

ウ 読み手に分かりやすい誌面となるよう、地図、イラスト、グラフ、図表等を作成し、編集上必要があるときは写真撮影を行うこと。

エ 必要に応じ取材を行うこと。

オ 栃木県公式ホームページを確認し、記事と関連する内容はURL、二次元バーコード等でリンクさせること。

カ 令和8（2026）年度以降の制作については、基本的に内容を踏襲するので、数値等を置き換えやすい構成とすること。

キ 「とちぎのあらまし2024」を栃木県公式ホームページに掲載しているので、参考にすること。2023以前の内容を確認したい場合は申し出ること。

URL：<https://www.pref.tochigi.lg.jp/c05/intro/tochigiken/hakken/aramashi.html>

ク 記事から栃木県公式ホームページ等にリンクするデジタルブックを作成すること。

(2) 成果品の規格

①冊子（印刷物）

大きさ	A 4 版 A 4 仕上げ（縦）
ページ数	16頁中綴込
紙質	マットコート 110k g（A判）
印刷方法	オフセット印刷4色刷り
数量	1,500部

②データ

- ア 冊子のPDFデータ及びデジタルブックデータをCD-R等の記録媒体に記録し、①とともに納品する。
- イ 納品にあたっては、全てウィルスチェック対策ソフトにより検査を行うこと。
- ウ データは、栃木県ホームページの所定の箇所に甲が掲載する。

(3) 校正

適宜、校正及び色校正を行う。実施に当たっては印刷物4部及びPDFデータを提出する。

(4) 納入期限

令和7(2025)年3月27日（木）

(5) 納入場所

栃木県総合政策部広報課県民プラザ室

(6) 完了確認

業務完了後、成果品の納入とともに別紙2の実績報告書を提出し、甲の検査を受けるものとする。

6 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、関係法令を順守し、甲と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- (2) 委託業務における成果物の著作権は、甲に帰属するものとする。なお、契約期間終了後、甲が二次的著作物（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び28条に規定する権利）を無償で利用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記すること。
- (3) 記事制作に当たり必要となる許認可等の手続き（撮影、写真の使用許可等）は、乙が行うこと。
- (4) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (5) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、乙の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (6) 本業務の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (7) 甲は、必要に応じ、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、報告を求めることができる。
- (8) 各業務に係る撮影、編集、制作、報告等の一切の経費（交通費、宿泊費、車両コーディネート費、各種データ費等）は、全て委託料に含むこと。
- (9) 業務の詳細について甲と乙で協議の上で決定し、進捗状況を綿密に甲に報告すること。
- (10) 本業務の再委託は、原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、甲が承諾した場合はこの限りでない。

- (11) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定する。
- (12) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲と乙が協議の上、仕様書の内容を一部変更することができる。
- (13) 本仕様書に定めのない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。